

海のもしものは118番



名護海上保安署通信

第1号 平成25年4月30日発行

〒905-0011 名護市字宮里 452-3

☎ 0980-53-0118

※ 名護海上保安署では、この通信を定期的に作成して海上保安協力員や海上安全指導員の皆様に配布し、情報提供をすることとなりました。どうぞよろしくお願いたします。

シャコガイ密漁者2名を検挙

名護海上保安署は、平成25年4月12日午後5時頃、本部町塩川の海岸において、ヒメジャコやマガキガイ(方言名テイヤジャー)を漁協に無断で捕っていた男2名を漁業法違反(漁業権の侵害)で検挙しました。

一般人からの118番通報によって発覚したもので、二人は、それぞれ自家消費などのために捕っていたと供述しており、容疑が固まり次第、検察庁に事件送致する予定です。また、男達が捕ったヒメジャコには、殻長(貝の大きさ)8センチメートル以下のものもあり、これは沖縄県漁業調整規則にも違反していることから、合わせて事件送致する予定です。(写真:密漁されたヒメジャコ)

沖縄県沿岸部には、各地区の漁業協同組合が権利を持つ共同漁業権が設定されており、一定の魚介類について、組合員でなければ原則これらの魚介類を捕ってはいけないこととなっています。これに違反して無断で捕ると、漁業法によって罰せられます。一般的に組合員しか捕ってはいけないものには、イセエビ、ウニ、ナマコ、サザエ、シャコガイ、マガキガイ、タカセガイ、ヒロセガイ、ヤコウガイ、モズク、ヒトエグサ(方言名アーサ)などがあり、各共同漁業権によって若干内容が違います。また、今年9月からはタコも指定されるとのことです。



これらの魚介類を漁業権の無い者が捕ると、漁業者の生活の糧を奪うこととなりますので、地元の漁協組合員ではない者が貝などを捕っているのを見かけましたら、118番通報か、名護海上保安署まで電話通報をお願いいたします。

平成25年度協力員・指導員 会議を開催

名護海上保安署は、平成25年4月26日、名護地方合同庁舎で海上保安協力員と海上安全指導員の合同連絡会議を開催しました。

これは、毎年度初めに、顔合わせを兼ねて開催しているもので、今年度は、合わせて8名の方が参加しました。連絡会では、名護海上保安署の仲宗根敏署長から各員に日頃の協力への感謝と新年度における連絡体制の強化を呼びかけ、その後の質疑応答では活発な議論が交わされ、皆さんと共通の認識を持つことができました。現在の名護海上保安署の協力員は9名、指導員は11名です。

あらためまして、今年度の各海上保安協力員や海上安全指導員の積極的な活動と、通報体制の強化についてご理解のほどよろしくお願いたします。

FMやんばるで海難防止



名護海上保安署では、昨年1月に名護市に開局したコミュニティラジオ局FMやんばる(周波数77.6MHz)に1ヶ月に1回程度生出演し、船舶の衝突や乗揚げ、海中転落などの海難や、小中学生を対象とした海での事故防止のためのルール「安全に海で活動するための5つの約束」などの広報を行い海難防止活動を実施してきました。今年度も、引き続きこの広報活動を実施していくこととしております。この出演番組は、午前9時から始まる「あけみおモーニング」で、毎回、FMやんばるの社長でパーソナリティーの上間厚勇さんのインタビューに答える形で、海上保安庁の紹介や各種情報の提供、海難防止などを呼びかけています。是非、皆さんも1度聴いてみてください。(写真:左から上間社長、志良堂官、佐野警務官)

羽地内海でボート転覆2名死亡

平成25年3月31日午後9時17分、名護市の釣具店から「羽地内海で釣り人2名が行方不明」という118番通報が第十一管区海上保安本部に入り、名護海上保安署の巡視艇なごづきや那覇航空基地のヘリコプター、名護市消防本部、

名護警察署が合同で夜を徹して捜索した結果、翌4月1日午前になって相次いで2名の男性の遺体が見つかりました。

男性2名は前日の3月30日の夕方から羽地内海の岩場に釣りに来ていた模様で、31日午前8時過ぎに男性から弟に電話があったのを最後に連絡が取れていなかったもので、2名とも救命胴衣を着用していなかったと思われます。

3月31日は、午前7時頃から午前11時頃にかけて名護市では最大瞬間風速21.3メートルの強風が吹き荒れており、局地的な雨も観測されていた状況でした。また、男性2名が乗っていたと思われる船外機付のFRP製小型ボートが羽地内海の岩場の近くで水没した状態で発見され、回収されました。

事故原因は究明中ですが、いずれにせよ救命胴衣を着用していれば、人命が失われるという最悪の事態は避けられていたものと考えられます。

①救命胴衣の常時着用、②防水パックに入れた携帯電話を持つ、③気象海象に十分注意する、最低でもこれらのことは絶対守りましょう。

台風津波対策委員会開催予定

名護海上保安署では、毎年台風の来襲前に「沖縄県北西部台風及び津波対策委員会」を開催して、各機関との連絡体制の確認や、平成23年4月から運用が開始された羽地内海における船舶の種類ごとに錨泊区域を設定した「羽地内海台風避難海面利用要領」の確認などを行っています。

今年度も、5月末を目処に日程調整中で、今回は、沖縄気象台職員による講話(内容等調整中)も計画しております。

昨年は、台風の被害が甚大でした。所詮、人間は自然には勝てません。油断は絶対禁物です。早め早めの台風対策を十分におこなって、被害が最小で済むように万全の体制で備えましょう。(写真:昨年度の委員会)



編集後記:

これまで、海上保安協力員や海上安全指導員との連携をいかにして確保すべきか悩んでいたところ、まずはやってみようということで、この通信を発行することとしました。皆様の忌憚りの無いご意見ご要望をお寄せください。よろしくお願いたします。皆様の活動の一助になれば幸いです。

海のもしものは118番!

をよろしくお願いたします。(文責:名護海上保安署次長)